

第4章 構造改善局

第1節 農業経営基盤の強化

1 農業経営基盤強化促進法

農業経営の規模拡大と農用地の効率的な利用の促進を図ることを目的に昭和50年に農業振興地域の整備に関する法律の一部改正により、農用地利用増進事業が創設された。また、昭和55年にはこの事業をさらに発展させ、地域全体として農業生産力の増進を図るために、農用地利用増進法が制定され、さらに、平成元年の一部改正を経て、地域の実情に応じた農用地の有効利用と流動化の促進に着実な成果をあげてきた。

その後、近年の農業・農村をめぐる状況の変化に対応して、平成5年、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことを目的に、農用地利用増進法を一部改正し、法律の題名を「農業経営基盤強化促進法」と改めた。

(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する

基本方針等の作成

都道府県及び市町村がそれぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針及び基本構想を定め、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、農地保有合理化法人に関する事項等を定めた。

(2) 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るために農業経営改善計画を市町村基本構想に照らして、市町村が認定する。

この認定農業者に対しては、農用地の利用を集積するとともに、税負担の軽減、農林漁業金融公庫等による資金の貸付けの配慮、国、地方公共団体、農業団体による経営関係の研修、農業従事者の養成及び確保の円滑化等の支援措置を講ずることとしている。

(3) 農業経営基盤強化促進事業

農用地利用増進法の一部改正に伴い、農用地利用増

進事業を農業経営基盤強化促進事業と改め、育成すべき農業経営基盤の強化を総合的に推進する。

ア 利用権設定等促進事業

貸し借りを中心に農用地等の権利移動を円滑に進める事業で、市町村が農地の貸し手、借り手の間を調整して、権利の設定、移動をまとめた「農用地利用集積計画（農用地利用増進計画を改名）」を作成、公告することにより農用地等の貸借、売買を行うものである。また、土地改良区が換地と一体的に必要な利用権の設定について申し出た場合には、市町村はその申出を勘案して「農用地利用集積計画」を定める仕組みが整備された。

イ 農用地利用改善事業

一定地域内の農業者等が協力し、作付地の集団化、農作業の効率化等及びこれらを実施するに当たって必要となる農地利用調整等を進めるための申し合わせ（農用地利用規程）を持った組織を作り、その意向に基づき農用地の有効利用と総合的な農業生産力の向上を進めようとするものである。なお、特に農用地の受け手がない地域等、将来の農業の担い手の確保に不安がある地域においては、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する農業生産法人を農用地利用規程に明確化（特定農業法人）し、当該法人への農用地の利用集積を円滑に推進するための支援措置を講ずることとしている。

ウ その他農業経営基盤の強化を促進する事業

地域の労働力、機械、施設を有効的に利用するためには、農作業受委託のあっせん、受託農業者の組織化等により農作業の受委託を促進するとともに、農業従事者の養成及び確保を促進しようというものである。

2 農業経営基盤強化促進対策等

(1) 農業経営基盤強化促進対策事業

近年における農村社会の高齢化、兼業化の進行と共に伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加等農業の担い手と土地利用の各般にわたる問題に対処するため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これら農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが現下の農政の緊急

の課題となっている。

このような観点から、本事業は、関係機関・団体の連携による推進体制の下で、基本構想（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）の具体化に向けての関係機関・団体が一体となった活動の促進、認定農業者（法第12条第1項の規定により認定を受けた者という。以下同じ。）等に対する支援及び農業生産法人その他の農業を営む法人（以下「農業法人」という。）の育成・支援とこれらの活動による地域農業の担い手の確保及び農地の有効利用・保全活動等を一体的に行おうとするものである。

ア 経営改善支援活動事業

この事業は、市町村構造政策推進会議（構造政策推進会議設置要領（昭和61年5月1日付け61構改B第683号農林水産事務次官依命通達）第2の3の市町村構造政策会議をいう。以下「推進会議」という。）の主体的活動の下で、基本構想の具体化に向け、

- ・基本構想推進アクションプログラムの作成及び実施・基本構想の推進のための啓もう普及
- ・農業関係機関・団体の基本構想の具体化に向けた実践活動の進行管理

等の活動を行うとともに、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保等を図るため、認定志向農業者（認定農業者になることを志向する農業者をいう。以下同じ。）の農業経営改善計画（法第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）作成、認定農業者の農業経営改善計画の実現等を支援するため市町村経営改善支援センターを設置し、

- ・経営改善に関する相談
- ・農業経営改善計画認定制度の活用方策説明会の開催
- ・認定志向農業者に対する研修会
- ・経営改善スペシャリスト相談会
- ・認定農業者の能力開発のための支援活動
- ・農業経営改善計画のフォローアップ活動
- ・認定農業者の経営改善に必要な情報の収集・提供活動

等を行うものである。

a 事業主体 市町村、都道府県、全国農業会議所、都道府県農業団体等

b 補助率 2分の1以内（全国農業会議所、都道府県農業団体は定額）

c 予算額 1,292,327千円

イ 農業法人育成支援事業

この事業は、経理の明確化を通じた経営管理能力の向上、社会保険の適用による就業者等の福祉の増進、新規就農者の受け入れを通じた経営の継続性の確保等法人経営の利点を踏まえ、都道府県段階において、法人化を志向する農業者や経営改善を図ろうとする法人経営者に対する個別相談活動、法人経営者等を対象とする研修会の開催等の活動、異業種・消費者等との提携活動を実施するとともに、全国段階において、法人化の推進に資するための情報交換誌の発行やシンポジウムの開催、農業法人に関する情報発信活動、法人経営に係る情報の収集・分析等の支援活動を実施するものである。

a 事業主体 都道府県、全国農業団体、都道府県農業団体

b 補助率 2分の1以内（全国農業団体は定額）

c 予算額 447,567千円

(2) 認定農業者支援緊急リース事業

この事業は、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者の経営改善を加速化するため、認定農業者が技術革新等の経営環境の変化に対応しながら、機動的に経営規模の拡大や経営転換を実施するために必要な機械・施設のリース方式による導入を支援するものである。

a 事業主体 全国農業団体

b 補助率 定額

c 予算額 239,349千円

(3) 集落活動促進特別対策事業

この事業は、集落機能が著しく低下している地域において、集落活動の活性化を促進し地域ぐるみの取組体制の整備を行うことにより効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地等の有効利用を図るため、集落農業の将来展望とそれを担う経営体、土地利用のあり方を明確化するための集落農業推進方策の策定、集落リーダーの育成、農業機械等の整備等を行うものである。

a 事業主体 市町村

b 事業実施地区数 273市町村

c 補助率 2分の1以内

d 予算額 274,285千円

(4) 市民農園整備促進指導事業

この事業は、市民農園の適正かつ円滑な整備の促進を図るため、市民農園制度の普及活動及び市民農園の開設等に関する指導活動を行うものである。

(5) 都市農村交流促進事業

この事業は、都市と農村の交流を促進し、農業・農

村の果たす役割に関する国民全体の理解及び農業・農村の振興を図るため、都市側市町村との交流、都市園での宣伝普及活動、都市住民の農業・農村体験の場での実施指導等を行うものである。

(6) 農業人材確保育成総合対策事業

この事業は、近年、農業経営の規模拡大や法人化の進展等に伴い、年間を通じた雇用を導入する農業者が増加し、また、農業法人等の従業員として農業に参入することを希望する若者が増加していることから、労働省等との連携の下に、農業就業者の安定確保のため、農業法人等の求人・研修情報の収集・提供、大学と農業経営者との連携による学生の就業体験（農業インターフェース）に関する情報の提供、及び新規就農ガイドセンターによる農地等情報の収集・提供、就農相談を実施することにより、農業法人等への就職の円滑化と農業経営を担う人材の確保育成を推進するものである。

a 事業主体	都道府県、全国農業会議所、 都道府県農業会議
b 補助率	2分の1、定額
c 予算額	226,762千円

(7) 地域農業経営確立推進事業

この事業は、農用地利用改善団体等の統合・再編強化を推進し、当該地域において農地の出し手・受け手となる土地利用型・集約型・複合型の経営体の育成、担い手や高齢農家の農作業を受託するファームサービスグループの育成等を図ること及び地域における補助労働力の確保システムの整備等を行う農業ヘルパーセンター活動を実施することにより、地域全体での合理的な役割分担・作業分担に基づく地域農業経営を確立するため、地域農業経営確立実践計画の作成、ファームサービス活動体制の整備、技術習得研修の実施、機械の整備等を行うものである。

a 事業主体	市町村、農協等
b 事業実施地区数	58市町村
c 補助率	2分の1以内
d 予算額	99,917千円

(8) 遊休農地解消実践活動

この事業は、近年増加傾向にある耕作放棄地等遊休農地の有効活用を図るために、市町村に協議会を設け、その活用方策の検討を行うとともに、農業以外の活用を図る農地についての情報提供等を行うものである。

(9) 地域農業総合整備資金制度

本資金制度は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業構造を確立するという農政の基本的課題に即し、構造対策（農用地の利用集積）と生産対

策（農産物生産の合理化）を一体として推進するため、地域ぐるみで作成された地域農業の総合整備に関する計画に即した事業を行おうとする農業者等に対し、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金等を総合的に融通するものであり、貸付利率、貸付限度額等に特例措置が講じられている。

11年度融資実績

・11年度融資対象地区数	107市町村
・11年度融資額	79億円
農業近代化資金	11億円
農林漁業金融公庫資金	68億円

第2節 規模拡大・農地流動化対策

1 農地流動化の状況

農地の流動化については、昭和50年以降、所有権移転（売買）によるものから利用権の設定等（貸借）によるものに重点が移ってきている。近年、規模拡大につながる売買と貸借を合わせた年間の農地の権利移動面積は、全農地面積の2%に相当する約9万haで推移してきた。しかし、平成8年以降は増加傾向にあり、平成10年は約12万haとなっており、その約7割が貸借となっている。

また、農地の権利移動は伴わないが実質的な規模拡大につながる農作業受委託も増加しており、95年農業センサスによると、全水稻作付農家のうち農作業を委託した農家の割合は60%を占めている。

2 農地流動化対策

農業の体质強化を促進するため、農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針及び市町村基本構想の下に効率的かつ安定的な農業経営に農地の過半を集積するため、各種の施策を総合的に実施している。

(1) 農用地利用集積特別対策

ア 農用地利用調整特別事業

認定農業者等に対する農地の流動化が加速的に促進されるように、集落段階における農地流動化推進員による農用地の出し手、受け手の掘り起こし活動による農用地利用調整活動等を行う事業

（予算額 3,363,630千円）

イ 先導的利用集積事業

農用地利用改善団体等の区域における話し合いを通じて、認定農業者等の担い手に対して一定以上の農用地の利用集積が図られた場合に、その集積の実績に応

して促進費を交付する事業

(予算額 308,298千円)

(2) 農地保有合理化事業

ア 農地保有合理化事業

昭和45年の農地法改正により創設され、平成5年には農業経営基盤強化促進法に位置付けられたもので、農地保有合理化法人が農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するために行う次の事業からなる。

(ア) 農地売買等事業

経営規模縮小農家等から農用地等を買い入れ又は借り受け、当該農用地等を認定農業者等に売り渡し又は貸し付ける事業

(イ) 農地信託等事業

離農又は規模を縮小しようとする農家から農地保有合理化法人が農用地等の売渡信託を引き受けるとともに、委託者に信託を受けた農用地等の価格の一定割合の資金を無利子で貸し付ける事業

(ウ) 農業生産法人出資育成事業

農地保有合理化法人が買い入れた農用地等を農業生産法人に現物出資するとともに、その出資により取得した持分を農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業

(エ) 研修等事業

農地保有合理化法人が、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業

平成10年度における農地保有合理化事業の実績は表1のとおりである。

(オ) 農地保有合理化関連事業

a 遊休農地活用条件整備事業

平成4年度から遊休農地を活用した農業経営の規模拡大等を支援するため、農地保有合理化法人が遊休農地の障害物の除去、整地、客土等の簡易な土地条件整備を行う事業を実施している。

b 遊休農地整備特別対策融資事業

昭和61年度から農用地利用改善団体及び地域農業集

団が、中核農家への利用権等の集積による経営規模の拡大を促進することを目的として、土地条件の簡易な整備・改良等を行うために必要な資金を県合理化法人から無利子で貸し付ける事業を実施している。

c 農作業受委託促進特別事業

平成元年度から高齢農家等から農作業を受託した生産組織等に対し受託料相当額を貸し付け、担い手農家の育成を図る事業を実施している。

d 農地移動適正化あっせん事業

昭和44年の農振法制定を受けて創設されたもので、農業委員会が農用地区域内の土地の権利の設定又は移転について、その権利の移動が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようあっせんする事業である。

事業実績は表2のとおりである。

イ 農地保有合理化法人

都道府県の定める基本方針に位置付けられた都道府県農業公社については、全都道府県で農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化法人の承認の諸手続が完了している。(47法人)

市町村の定める基本構想に位置付けられ、農地保有合理化法人の承認の諸手続が完了した法人数は、平成11年度末で、市町村農業公社が123、農業協同組合が487、市町村が10となっている。

ウ 全国農地保有合理化協会の活動

社団法人全国農地保有合理化協会は昭和46年に設立され、平成7年2月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地保有合理化法人の行う業務を支援する法人として「農地保有合理化支援法人」の位置付けがなされ、同年4月に全国農地保有合理化協会が農林水産大臣より指定を受けた。

事業内容は、農地保有の合理化、農用地の整備その他農業構造の改善に資する事業についての啓発、宣伝及び推進、農地保有の合理化に関する事業の適正かつ円滑な運営を図るための指導助言、農地保有の合理化に要する資金の供給、助成、債務の保証、その他各種

表1 農地保有合理化事業の実績（平成10年度）

(単位：件, ha)

	買入れ	売渡し	借受け	貸付け
件 数	6,471	4,970	14,347	10,607
面 積	10,311	5,292	6,444	6,108

表2 農地移動適正化あっせん事業実績

(単位：件, ha)

事業実施 市町村数	売 買		交 換		貸 借		そ の 他		総 数		
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
9年度	1,407	9,081	12,261	328	41	13,406	15,801	1,586	1,957	24,401	30,060
10年度	1,189	9,136	12,568	352	58	14,347	18,858	1,577	1,867	25,412	33,351

調査・研究等である。

(3) 認定農業者連携事業体育成事業

この事業は、認定農業者を核とした広域的な農作業受託組織である認定農業者連携事業体を育成し、集落と連携を図りながら認定農業者等への農作業委託等による農用地利用集積を促進することにより、認定農業者等の規模拡大と経営安定の実現を図るために、連携事業体の育成指導、農作業受託等促進計画の作成、営農方式改善のための機械・施設の整備（リース事業）等を行うものとする。

（予算額 504,379千円）

第3節 農業構造改善対策

1 農業構造改善対策

(1) 地域農業基盤確立農業構造改善事業

ア 趣旨

地域農業基盤確立農業構造改善事業は、ウルグアイ・ラウンド農業合意による農業・農村をめぐる情勢の変化の下で、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が農業生産の大宗を担う農業構造を確立するほか、他産業を含めた産業活動の振興、生活環境及び景観の整備、自主性と創意工夫を活かした地域づくりを基本とした魅力と活力のある農村建設を推進していくことを目的として、平成6年度補正予算に発足し実施している。

本事業は、地域の関係者の意識改革や自発的取組を促進することにより、関係者が地域の農業の将来像を明確に認識し、その実現に向けて持てる力を發揮できるような条件整備を進めるとともに、特に、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施をはじめとした我が国農業を取り巻く内外の厳しい状況に対処するため、地域の関係者の総力を結集して、21世紀を展望した望ましい農業構造の実現に向けた地域農業発展のための基盤の確立を図るために必要な事業を総合的に実施するものである。

イ 対策の内容

事業の種類ごとの内容は、地域農業発展のための基盤の確立のための効果的な実現を図るために、地域の態様に応じて行う次に掲げる事業のとおりである。

(ア) 経営基盤確立農業構造改善事業

地域全体の農業構造の改善を図るために、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を育成するとともに、地域農業の中核となるこれらの経営体と小規模兼業農家、高齢農家等との間での農地の流動化等の土地

利用調整、作業受委託等の労働力調整及び機械・施設の効率的利用管理のための組織体制の整備等による地域農業の安定的な生産体制の確立を図るために必要な推進事業並びに土地基盤、機械、施設等の整備を集落及び市町村の範囲において重点的に実施する事業を総合的に実施するものである。

(イ) 地域連携確立農業構造改善事業

広域にわたる農業者等の連携の下に、農産物の生産コストの低減、農産物の流通改善、未利用資源の活用、農業情報の駆使等経営体育成の基盤づくりに必要な推進事業及び施設等の整備事業を次の3事業類型により総合的に実施するものである。

a 流通体系型

本事業は、良質・安全・新鮮な食料の適正な価格水準での安定供給を求める消費者ニーズに対応し、生産物の高品位安定化及び流通加工コストの低減を図るために必要な農産物の貯蔵、処理加工技術の高度化及び農産物流通の改善を図るものである。

b 地域資源循環型

本事業は、環境問題や資源の有効活用に対する国民の関心の高まりに対応し、土づくり、地力の維持培養等を含めた生産性に配慮した環境保全型農業の確立及び未利用資源の活用を促進することにより農産物の安全性向上及びコスト低減を図るものである。

c 情報基盤型

本事業は、効率的かつ安定的な経営を目指す生産者等の要請に対応し、安定的な農業生産のために必要な気象情報、消費者ニーズの動向を把握するために必要な市況情報等を的確に把握するために必要な情報受発信体制の確立を図るものである。

(ウ) 農村資源活用農業構造改善事業

農村地域に賦存する多様な地域資源と農村空間を総合的に活用して都市との交流を図ること等により、新たな雇用機会の創出による農家所得の増大や農業経営の多角化を促進し、地域農業の担い手の育成に必要な経営基盤の確立を図るとともに、活力ある農村地域社会の形成を図る事業を総合的に実施するものである。

(エ) 地域農業気象情報施設整備事業

地域に即した気象情報を適切に把握し農業へ高度に活用することが安定した経営を図る上で大きなニーズとなっていることから、情報連絡施設整備済み地区において地域の詳細な農業気象情報を提供するための農業気象高度利用施設を整備するものである。

各事業の1地区当たりの平均事業費は、次のとおりとなっている。

a 経営基盤確立農業構造改善事業

補助事業 3億円	単独融資事業 3億円
b 地域連携確立農業構造改善事業	
流通体系型	
補助事業 8億円	
地域資源循環型	単独融資事業 3億円
補助事業 8億円	単独融資事業 3億円
情報基盤型	
補助事業 12億円	単独融資事業 5億円
c 農村資源活用農業構造改善事業	
補助事業 5億円	単独融資事業 3億円
d 地域農業気象情報施設整備事業	
補助事業 1億円	単独融資事業 0.5億円
ウ 平成11年度における事業実施状況	
経営基盤確立の新規118地区・継続250地区に236億5,231万円、地域連携確立においては、流通体系型の新規22地区・継続51地区に92億9,935万円、地域資源循環型の新規4地区・継続15地区に13億429万円、情報基盤型の新規9地区・継続30地区に43億7,076万円、農村資源活用の新規31地区・継続100地区に102億5,331万円、地域農業気象情報の新規3地区・継続6地区に2億3,804万円、総額491億1,806万円の補助金を交付した。	

(2) 地域農業基盤確立支援推進事業

ア 趣旨

地域農業基盤確立農業構造改善事業（以下「基盤確立農構事業」という。）に取り組む地域においては、地域の創意工夫と関係者の合意形成の下に地域農業発展のための基盤の確立を推進するため、地域農業の中核となる経営体を中心とし、新規就農者、土地持ち非農家、小規模な兼業農家、高齢農家等が相互に連携して相応の役割分担を行う仕組みを構築することが重要である。

また、地域に構築された仕組みが効果的かつ持続的に機能し得るよう、市町村、都道府県及び全国の各段階の体制強化を図り、地域内関係者の自発的な取組みを十分に支援していくことが必要である。

本事業は、こうした考え方に基づき、基盤確立農構事業の実施を希望する地域を対象として、地域農業者等が連携・協調し、相応の役割分担を行うために自主的に取り決める地域連携協定の締結及びその実践等を支援するために実施するものである。

イ 事業の内容

(ア) 市町村等推進事業

市町村等推進事業では、基盤確立農構事業の円滑な実施と事業成果の確保及び早期発現を図るために必要な地域連携協定の締結及びその実践等の促進、当該地域連携協定の締結及びその実践等を推進支援するため

の体制整備を図るものとし、取組みを希望する基盤確立農構事業の事業類型等に即して実施するものとする。

(イ) 都道府県推進事業

都道府県段階において、市町村等推進事業実施地域、基盤確立農構事業実施地区等に対する指導助言等を行うための都道府県農業農村活性化推進機構（以下「都道府県活性化機構」という。）を組織するものとし、専門知識を有するアドバイザーの配置、技術者の人材登録を行う等助言指導等に必要な体制整備を図るとともに、地域連携協定の締結及びその実践等の支援、地域連携協定の締結及びその実践に必要な研修、情報の収集及び提供、調査及び研究等を行うものとする。

(ウ) 全国推進事業

全国段階から市町村等推進事業実施地域、基盤確立農構事業実施地区等に対する助言指導等を行うため、全国段階の農業団体等は相互に連携協力し、全国推進事業を実施するものとする。

ウ 平成11年度における事業実施状況

市町村推進事業の280地区に3億3,037万2千円、都道府県推進事業の46都道府県に3億4,196万4千円、全国推進事業5,733万7千円、総額7億2,967万3千円の補助金を交付した。

(3) 沖縄農業構造改善事業

ア 沖縄農業活性化構造改善特別対策事業

本事業は、さとうきび作を中心とした土地利用型農業の機械化・農作業受委託の組織化等により中核的担当手の経営規模の拡大を推進するとともに、土地、労働力、機械施設の利用調整等を総合的に行うシステムの確立を行い、亜熱帯気候を生かした資本集約型農業との均衡ある発展により地域農業の複合化の促進を図ると同時に、農産物の流通の改善、品質の改善・確保が期待できる状況にあるため、消費者ニーズに対応できる生産・加工・流通全段階を通じたシステム、施設整備と熱帯果樹・花きを初めとした高収益作物の栽培・流通技術を確立することとして平成4年度に発足した。

本事業は、土地利用型農業の確立や複合化の促進を図る高生産性農業確立型、生産・加工・流通段階における技術の確立を図る高付加価値型、広域的な連携を図る広域型からなっており、補助率は事業費の3分の2以内、1地区当たりの事業費等は、次のとおりとなっている。

a 高生産性農業確立型 4億円

(事業実施期間 5年)

b 高付加価値型 3億円

(事業実施期間 4年)

c 広域型 5億円

(事業実施期間 3年)

平成11年度においては、高生産性農業確立型3地区に対し1億5,377万円の補助金を交付した。

イ 沖縄農業基盤確立農業構造改善事業

本事業は、台風、干ばつ等の自然災害の発生、市場からの遠隔性等沖縄農業の置かれた厳しい環境に加え、生産基盤整備等の立ち遅れによる農業生産の不安定かつ低生産性の改善、ウルグアイ・ラウンド農業合意等による農業の国際化の進展や産地間競争の激化等に対応し得る施策の展開が喫緊の課題となっていたことから、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が農業生産の大本を担う農業構造を確立し特色ある亜熱帯農業の実現を図ることを目的として平成8年度に発足した。

本事業は、土地利用型農業の生産性向上と複合化を推進する地域複合確立農構事業、亜熱帯気候を生かした高付加価値作物導入による経営の複合化を推進する集約経営確立農構事業、県内外流通等促進のための集出荷、加工、情報関連施設の整備等を行う加工流通体系確立農構事業、亜熱帯気候の特色を生かしたグリーン・ツーリズム推進、地域特産物開発等による農家所得・就業機会確保、活力ある地域づくりを推進する農山漁村空間総合活用農構事業からなっており、補助率は事業費の3分の2以内、1地区当たり事業費等は、次のようにになっている。

- a 地域複合確立 4億円
農業構造改善事業 (事業実施期間 3年)
- b 集約経営確立 3億円
農業構造改善事業 (事業実施期間 2年)
- c 加工流通体系確立 6億円
農業構造改善事業 (事業実施期間 4年)
- d 農山漁村空間総合活用 5億円
農業構造改善事業 (事業実施期間 3年)

平成11年度においては、地域複合確立農構事業6地区に対し5億365万円、集約経営確立農構事業8地区に対して12億404万円、加工流通体系確立農構事業4地区に対して6,121万円、農山漁村空間総合活用農構事業3地区に対して9,005万円の補助金を交付した。

ウ 融資事業

昭和49年度から沖縄振興開発金融公庫による、沖縄農林漁業者の経営の改善を図るために必要な資金を長期かつ低利な条件で総合的、計画的に貸し付けている。

(4) 農林漁業構造改善事業推進資金（農業）

本資金は、農業構造改善計画に基づき農業近代化施

設等整備事業を行う事業者に対して、補助残融資事業（以下「補助残」という。）及び単独融資事業（以下「非補助」という。）を行い、その貸付決定額は補助残、非補助あわせて5億円であった。

(5) 「農山漁村でゆとりある休暇を」推進事業

本事業は、グリーン・ツーリズム（緑豊かな農山漁村でその自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動）の推進を図ることを目的として、平成5年度に発足したものである。

平成11年度においては、グリーン・ツーリズムの推進方策の調査研究・指導や、市町村段階でのモデル整備構想の策定を推進したほか、文部省の「子ども長期自然体験村」設置事業と連携し、2週間の学童の農業・農村体験活動を推進した。

第4節 中山間地域対策等

1 中山間地域等の振興

中山間地域は、農家数、耕地面積、農業粗生産額とも全国の約4割を占め、我が国の食料自給力の維持、国土・環境の保全、余暇保養空間の提供等の面で重要な役割を果たしている。

しかしながら、中山間地域は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れており、農業の担い手の減少、高齢化が進行するなどの実状にある。

このような中山間地域の活性化を図るため、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れている生活環境の整備に力を入れているところである。

具体的には、山村振興対策事業を中心とした各種の事業を実施することにより、中山間地域の活性化に努めている。

(1) 各種事業

・新山村振興等農林漁業特別対策事業

山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の個性を活かした多様な地域産業振興、山村・都市交流とこれを支援する豊かな自然環境、地域の担い手の確保に重点を置いた総合的な地域振興施策を展開することとし、11年度は716地区において、国費305億7,118万円の補助を行っている。

事業内容は次のとおりである。

ア 事業対象地域は、山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法、離島振興法及び特定農山村法により指定された地域

イ 事業費規模は一般型にあっては4億円、全部山村・特定農山村型にあっては6億円、広域型にあっては8億円。

ウ 補助対象事業は以下のとおり。

(ア) 農林漁業振興事業

地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農業の確立等による農林漁業の振興のために必要な生産基盤及び近代化施設等の整備を行う事業とする。

(イ) 就業所得機会創出事業

地域の特性と資源を活かした多様な就業形態を可能とする施設等を整備する事業とする。

(ウ) 山村・都市交流促進事業

多面的な山村・都市交流の促進、自然環境を活かした山村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な施設等を整備する事業とする。

(エ) 自然景観保全推進事業

森林や耕作放棄地等について、適正な利用を図るとともに、集落機能・地域景観の保全を図るために必要な施設等を整備する事業とする。

(オ) 定住促進生活環境整備事業

地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等を整備する事業とする。

(カ) 高齢者・女性等生きがい発揮促進事業

高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等を整備する事業とする。

(キ) 山村振興等地域連携推進事業

事業内容を効率化かつ効果的に実施するために必要な地域関係者の内発的取組と合意形成を図るために企画・調整・調査等の活動事業とする。

・中山間・都市交流拠点整備事業

地域產品等の情報の発信及び都市住民等との交流を中山間地域の市町村等が共同で行う拠点「ふるさとプラザ」を、主要大都市に整備し、地域の活性化のための取組みに対し支援することにより、農山漁村の活性化及び中山間地域の多面的機能についての普及啓発を図る中山間・都市交流拠点整備事業を実施した。(平成7年度に東京・原宿(平成12年2月に八重洲へ移転)に設置し、平成8年度には大阪・天保山に設置した。)

事業主体は財團法人ふるさと情報センターで、11年度は1億7,506万円の補助を行った。

・ふるさと情報受発信・交流高度化支援事業

近年のインターネットの普及等に対応した、地域の特産品や観光、就業機会等のふるさと情報(以下「ふるさと情報」という。)の発信内容の充実、発信情報の文字から動画への転換や通信の双方向化によるふるさ

と情報の受発信手段の高度化、都市住民が農山漁村地域を訪問する地域間交流活動等を実施するふるさと情報受発信・交流高度化支援事業を実施した。

11年度は財團法人ふるさと情報センターに対して国費1億1,291万円の補助を行った。

・特定農山村総合支援事業

特定農山村法に基づく農林業等活性化基盤整備計画に即したソフト活動を地域の実情に応じて計画的に実施するための財源として、市町村が1地区平均資金規模2,175万円の中山間地域活性化推進資金の造成に必要な経費について補助率3分の1を助成し、中山間地域の活性化の取組を支援するもので、平成11年度は149市町村において国費9億4,702万円の補助を行っている。

(2) その他の特定地域の農業振興

ア 11年度における離島振興に関する農林水産業関係予算は、

(ア) 国土保全施設整備60億31百万円(うち治山22億83百万円、農地海岸11億40百万円、漁港海岸26億8百万円)

(イ) 産業基盤施設整備656億93百万円(うち漁港460億79百万円、農業農村整備167億69百万円、森林保全整備26億95百万円、森林環境整備1億50百万円)

(ウ) 生活環境整備のうち離島電気導入事業18百万円の合計717億42百万円である。

イ 11年度における奄美群島振興開発に関する農林水産業関係予算は、産業振興関係169億45百万円(うち農業農村整備122億63百万円、林業振興9億95百万円、水産業振興36億87百万円)、国土保全関係6億85百万円(うち治山3億34百万円、海岸保全3億51百万円)、奄美群島園芸振興産地育成強化事業87百万円であり、さとうきび生産対策等4億3百万円の合計181億20百万円である。

ウ 11年度における小笠原諸島振興開発に関する農林水産業関係予算は、産業振興14億61百万円(うち農業基盤整備1億54百万円、農業振興66百万円、水産業振興12億41百万円)であり、このほか、病害虫防除対策で18百万円の合計14億79百万円である。

エ 11年度における豪雪地帯対策に関する農林水産業関係主要予算は、6,246億14百万円(うち農業関係4,313億78百万円、林業関係1,208億86百万円、水産業関係723億50百万円)である。

オ 農山漁村電気導入事業

農山漁村電気導入促進法に基づき、電気の導入をしようとする農林漁業団体に対して、農林漁業金融公庫資金の融通を行ったほか、離島振興対策実施地域の電気導入事業につき、都道府県が補助する場合に要する

経費に対して2分の1以下の補助を行った。

離島電気導入事業については、農林漁業の近代化、電気不足の解消を図るために、送電・配電施設等の助成を行った。

(3) 活動火山周辺地域防災営農対策

火山の爆発に伴う降灰等により農産物が被害を受け農業経営に著しい支障を及ぼすおそれのある地域に対し、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条により都道府県知事が策定した防災営農施設整備計画に基づいて行う、防災営農施設の整備等に対し補助している。

11年度は、鹿児島県第9次、宮崎県第6次防災営農施設整備計画（いずれも11～13年度）及び長崎県第4次防災営農施設整備計画（10～12年度）に基づき防災営農対策を実施した。

11年度における防災営農対策の実施状況は表3のとおりである。

表3 11年度防災営農対策の実施状況（事業費）

（単位：千円）

鹿児島県	
公共事業	
畑作振興深層地下水調査事業	10,800
非公共事業	
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	3,054,590
宮崎県	
非公共事業	
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	282,654
長崎県	
公共事業	
畑作振興深層地下水調査事業	5,400
非公共事業	
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	385,056

(4) 小規模零細地域等の農業振興

ア 小規模零細地域対策等

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（対象地域）において、農林漁業者を対象として、農林漁業金融公庫資金（農山漁村経営改善資金）の融資を行った。

また、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」（閣議決定）に基づき、対象地域において、11年度は国費48億35百万円をもって農業生産基盤及び農林業近代化施設の整備を行う小規模零細地域営農確立促進対策事業を実施したほか、小規模零細農家を数多く有する地域において、営農指導指針を作成し、これに基づいた指導活動等を行う小規模零細地域営農確立支援推進事業を実施した。また、「人権教育のための国連

10年」との関連において、都道府県及び全国農林漁業団体を対象として、人権問題啓発推進事業を実施した。

この他、対象地域において小規模零細地域農業基盤整備事業及び小規模零細地域水産業促進対策事業を実施した。

イ ウタリ地区農林漁業対策

北海道におけるウタリ地区農林漁業者の経営の近代化と生活水準の安定向上を図ることを目的とし、昭和51年度から事業を引き続き実施した。

11年度は国費5億81百万円をもって農林業生産基盤及び農林漁業経営近代化施設の整備を行うウタリ地区農林漁業対策事業を実施した。

また、ウタリ地区的農林漁業者を対象として、農林漁業金融公庫資金（農山漁村経営改善資金）の融資を行った。

2 農村における就業・所得機会の創出等

(1) 農村地域への工業等導入の促進

ア 「農村地域工業等導入促進法」は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業するための措置を講ずること等により、農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してきた。本法に基づき、11年3月末現在で1,212市町村において8,038社が導入され、約52万人が雇用されている。

イ 農村地域への工業等の導入を促進するために、次の事業を実施した。

(ア) 農村地域工業等導入実施計画は、5市町村で新たに策定されたが、その策定に必要な農家の意向等の把握のための調査及び審議会運営費等について助成した。

(イ) 農村地域工業等導入促進施策の一環として、地方公共団体等による工場用地等の取得・造成並びに立地する企業の設備等の導入を円滑に促進するため、農村地域工業等導入資金の貸付けを行った農協系統金融機関に対し、都道府県が利子補給を行った場合にその経費を国が補助する農村地域工業等導入資金融通促進事業について、11年度には7年度から10年度までの融資額95億円について引き続き利子補給を行い、新たに32億円の融資を行った。

(ウ) 農業構造の改善を促進するため46年度からほ場整備事業、土地改良総合整備事業、農道整備事業及び農業用排水整備事業を内容とする工業等導入関連農業基盤整備事業（農村振興整備事業の地域開発関連整備事業）を国庫補助率45%で実施してきたが、11年度

には、継続9地区について事業を実施した。

(エ) 農村地域への工業等の導入を円滑に推進するため、工業等の導入についての情報の収集及び提供、調査、広報並びに指導を行うことを目的とする財団法人農村地域工業導入促進センターに対して、運営費の助成を行った。

(2) 農業就業改善対策

ア 農業者就業環境整備支援事業

農業就業面及び農外就労面から農業者の就業構造を総合的に改善するため、次の活動を実施した。

(ア) 都道府県段階においては、事業の実施方針の企画立案を行うとともに、市町村段階の行う就業に関する農業者への指導・助言活動、出稼農業者対策活動、企業誘致活動に対して指導等を行った。

(イ) 不安定兼業農家比率が高い等の条件にある市町村段階においては、地域の就業環境の改善方策を策定するとともに、農業就業面、農外就労面に係る問題を有する農業者に対しての指導及び助言、改善方策に基づく具体的な活動の検討・改善活動を実施した。

(ウ) 出稼ぎに伴う問題を有する市町村段階においては、農業者の出稼ぎに伴う留守家族に対して、指導・相談等の活動を行うとともに、出稼農業者に対し、就労先において指導相談会を実施した。

(エ) 地域資源を活用した産業等の振興や農村地域工業等導入に熱意のある市町村においては、地域資源活用型産業等の振興並びに農村地域工業等導入実施計画の策定に関し、検討を行うとともに、工場用地の条件についての広報活動等を実施した。

イ 農業交流

全国拓植農業協同組合連合会(JATAK)は、中南米諸国等の農業者組織との提携により日系農業者との技術及び情報の交流、資金協力等を推進することにより、我が国及び中南米諸国等の農業の近代化並びに国際協調の促進に貢献する活動を行った。

(ア) JATAKの行う農業交流促進事業

a 農業青年受入研修事業

日系農業者の子弟19名を受け入れ、先進的農家等で研修を行った。

b 農村リーダー受入研修事業

日系農業者のリーダー4名を農協系統組織で受け入れ、組織管理及び農畜産物の商品化等に関する研修を行った。

c 農業後継者等派遣研修事業

将来、大規模農業経営を行おうとする我が国の農業後継者等2名を日系大規模農場等へ派遣し、研修を行った。

d 農業技術指導者派遣事業

農協當農指導員等3名を日系農業者組織に派遣し、先進的農業技術等の啓蒙指導を行った。

e 地域農業活性化支援事業

日系農業者が集団的に営農している地域の農家の経済状況、農産物の流通システム等についての総合的調査を行い、発展方策の策定及び実証事業を行った。

f 海外農業活動促進事業

我が国の農業者と日系農業者とが提携して、海外における農業生産活動を行うために必要な情報の提供等を行った。

g 資金援助推進対策事業

日系農業者等に対する資金援助を推進するため農業援助資金及び農地取得援助資金を融通した金融機関に対し、利子補給を行った。

h 農業技術等研修交流センター活動

伯国において、農業研修生の派遣及び受入れに必要な研修並びに我が国の農業者と中南米諸国等の日系農業者等との交流を図るために交流会等を行った。

農林水産省はJATAKの行う農業交流促進事業について、補助金129,800千円を交付し、推進を図った。

(イ) 農業拓植基金協会の行う農業移住者援護事業

財団法人地方農業拓植基金協会(31道県協会)と社団法人中央農業拓植基金協会は、農業移住者等の資金調達の円滑化に資するため、その援助者の金融機関からの借入金について、債務保証を行った。

(3) 外国人研修

・外国人研修成果の向上・技能実習移行のための調査

研修生受入れの問題点、対処方法を調査し、効率的な非実務研修モデル、研修指導員等育成の検討、試行の実施及び技能実習移行のための研修成果評価試験の検討等を目的として、財團法人国際研修協力機構に対し、34,665千円で委託した。

第5節 農業者年金制度の推進

農業者年金制度は、国民年金の被保険者(被用者年金加入者等を除く。)である農業者に年金を給付し、老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進しようとするものである。

具体的には、農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)に基づき、昭和45年10月に設立された農業者年金基金(以下「基金」という。)が、

① 農業者年金事業

② 離農給付金支給業務

③ 農地等の売買貸借及び融資業務を行っている。

1 農業者年金事業

この事業は、一定の要件を満たす農業者を被保険者とし、被保険者が保険料を納付した期間等が20年以上ある場合に国民年金に上乗せして年金を支給するものであり、65歳までに経営移譲した場合には経営移譲年金を支給し、経営移譲しなかった場合には農業者老齢年金を支給するものである。

11年度末の被保険者数は27万5,745人であり、11年度中の保険料収納額は、511億6,491万円である。

経営移譲年金については、11年度末の受給者数が56万2,762人（うち65歳未満は3万450人）、支給額が753億8,877万円になっている。また、農業者老齢年金（特例支給を含む。）については、11年度末の受給者数が、60万3,939人、支給額が927億1,805万円になっている。一時金の支給額は5,075件、28億7,315万円である。

なお、国庫は、経営移譲年金支給額の1/2を年金給付時に助成しており、さらに当分の間、定額の国庫助成を行っている。

2 離農給付金支給業務

この業務は、農業者年金事業の補完措置として、被用者年金に加入している等のため農業者年金に加入できない者（安定兼業農家）等の経営移譲（離農）を促進し、農地等を農業者年金に加入している専業的な農家等に集積することを目的として、全額国庫負担による一時金を支給するものである。

11年度においては、550人の離農者に対して、4億4,690万円を支給した。

3 農地等の売買・貸借及び融資業務

農地等の売買・貸借業務は、基金が離農希望者の農地等を買い入れ又は借り受け、その農地等を経営規模の拡大を志向する者に売り渡す又は貸し付けるものであり、売り渡す相手が被保険者等である場合の対価の支払条件は長期低利の有利なものとなっている。11年度においては、68.1haの農地等を借り受けた。

融資業務は、被保険者が離農希望者等から農地等を取得しようとする場合、その農地等の取得に必要な資金を長期低利で貸し付けるものである。

このように基金は、保険料を原資に長期低利の融資等を行っているが、他方将来の年金給付に備え保険料を一定の運用利率で運用する必要がある。このため、国庫は、基金に対し、買入農地等に係る運用利率相当

額並びに運用利率と売渡し及び融資における支払い利率及び貸付け利率との金利差相当額を補給した。

第6節 農用地の確保と計画的な土地利用の推進

1 農業振興地域の整備

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）が44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。その後、農業振興地域における土地の計画的効率的な利用を一層促進するために同法の一部が改正され、50年7月から施行された。

また、59年には土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化を活力ある農村地域社会の形成と同時並行的に推進するために同法の一部が改正され、同年12月から施行された。

更に、11年には農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から同法の一部が改正され、12年3月20日に施行された。

(1) 農用地等の確保等に関する基本指針の策定

11年改正により、農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を策定することとなり、農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指定の基準等を内容とする基本指針が12年3月17日に定められた。

(2) 農業振興地域整備基本方針の作成

同法が44年9月に施行された後、都道府県においては、直ちに農業振興地域整備基本方針の策定作業に着手し、45年度までにすべての都道府県において農林水産大臣の承認を受けて農業振興地域整備基本方針が定められた（沖縄県については、47年度に定められた）。

(3) 農業振興地域の指定

農業振興地域整備基本方針を定めた都道府県が指定する農業振興地域は、11年3月末現在3,042地域の指定がなされている。その結果、農業振興地域の総面積は約1,720万haに達しており、国土面積の約46.1%を占めている。

(4) 農業振興地域整備計画の策定

市町村が定める農業振興地域整備計画は、11年3月末現在3,040の農業振興地域について策定がなされている。その結果、農用地区域の総面積は、11年3月末

現在約503万haに達している。そのうち現況農地の総面積は約432万haであり、農業振興地域内の農地の約9割が農用地区域に含まれている。

(5) 市町村が定めた農業振興地域整備計画の管理

市町村整備計画で定められた内容の計画的実施を推進するとともに、策定後の情勢の変化に対応した適切な管理を行うために、49年度から市町村整備計画の管理費について補助を実施している。

この市町村整備計画の管理は、農業振興地域を一般管理地域と特別管理地域に分け、次により実施した。

ア 一般管理地域

一般管理地域においては、農用地区域における土地の農業上の利用の確保を図るとともに、各種農業施策の計画的な実施を図るために、農用地区域における土地の利用の実態、その利用に関する農業者の意向等の調査と農業振興地域における各種事業の補助、融資等の農業施策の実施状況調査を行い、市町村整備計画の達成状況を把握し、さらに、農用地区域内にある土地が指定された用途に供されていない場合の土地利用についての勧告等市町村整備計画の達成状況、達成上の問題点、達成のための方策等をとりまとめた。

イ 特別管理地域

市町村整備計画の策定後（特別管理地域の指定を受けて市町村整備計画の再検討を行った場合はその再検討後）おおむね5年を経過した農業振興地域、又は、その後における著しい経済事情の変動等により市町村整備計画の総合的な再検討を行うことが必要かつ適当な農業振興地域として都道府県知事の指定を受けた特別管理地域については、アの一般管理地域で行われる事項のほか、市町村整備計画をその後の経済事情等の変動に対応した実効性あるものとするため、地域の農業振興の方向を再検討し、必要に応じ、市町村整備計画の変更を行った。

(6) 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置

ア 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るために、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、原則として農用地区域を対象とし、また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として引き続き実施した。

イ 制度上の優遇措置

同法の規定に基づく市町村長の勧告、都道府県知事

の調停又は農業委員会のあっせん、交換分合により農地等が譲渡された場合の譲渡所得の特別控除、特定事業用資産の買い換え及び交換の特例、登録免許税と不動産取得税の軽減、農用地区域内の農地についての相続税評価上の「純農地」としての評価の措置を引き続き講じた。

(7) 農用地利用計画明確化事業

農業振興地域制度は、農業振興地域の指定及び市町村整備計画の策定の推進により、農業の振興を図るべき地域の保全・形成と当該地域の整備に関し必要な施策を計画的に実施することに寄与しているところであるが、特別管理によりおおむね5年ごとに市町村整備計画の再検討を行うに際して、当該計画をより実効あるものとするためには、当該計画が、社会的経済的情勢の変化、地域の特性や課題等に適切に対応したものとなる必要があり、このためには地域住民の意向を反映した市町村整備計画の策定が不可欠である。

このため、市町村整備計画の定期的な見直しに際して、農地等に関する、自然条件、社会条件、経済条件を調査し、その優良性等を客観的に示し、その結果を基に地域住民の合意を図りつつ詳細な農用地利用計画を策定することによって、より実効ある市町村整備計画を実現し、優良農地の確保とその効率的利用を図るために、農用地利用計画明確化事業を平成9年度より実施した。

(8) 農村活性化土地利用構想

農山村地域を中心とした地域の活性化を図る必要が生じている一方、多様な非農業的土地需要が生じており、地域の活性化等を円滑に進めるため、市町村が作成した農村活性化土地利用構想により非農業的土地需要の計画的誘導を図る措置を平成元年3月より実施した。（11年法改正により廃止）

(9) 農業集落地域土地利用構想

農業集落地域においては、個別・同時に生じる非農業的土地需要に加え、地域の活性化、定住条件の整備等の動きに対応した多様な土地需要が増大しており、集落住民の合意に基づき非農業的土地需要を一定の区域へ秩序ある形で誘導するとともに、農業的土地利用区域での多様な農家の位置付けの明確化を図る農業集落地域土地利用構想を平成6年度より実施した。（11年法改正により廃止）

2 集落地域整備法

(1) 法制度及びその趣旨

都市近郊等の農村では、都市計画区域と農業振興地域の重複する地域を中心に、都市住民と農村住民の混

住化、兼業化の進展等から、虫食い的な農地転用等による農業生産機能の低下、無秩序な建築活動等による居住環境の悪化等の問題が生じている。

このような状況に対して、集落及びその周辺の農用地を含む一定の地域（集落地域）において、地域の合意形成を踏まえ、良好な営農条件及び居住環境の確保を図り、適正な土地利用を実現することを目的として、集落地域整備法（昭和62年法律第63号）が制定された。

（2）法制度の具体的な内容

本制度を適用しようとする場合、まず、都道府県知事が、集落地域整備基本方針を定め、次いでこれに沿って市町村が当該集落地域について具体性のある整備計画を明らかにした集落地区計画及び集落農業振興地域整備計画を定める。集落地区計画は、道路、公園等の施設整備並びに土地の利用に関する計画をその内容とする。集落農業振興地域整備計画は、土地の農業上の効率的な利用、農用地及び農業用施設等の整備に関する事項等をその内容とする。集落地区計画の区域については、市街化調整区域内における開発許可の特例として認可を受けることができる。一方、集落農業振興地域整備計画の区域については、農用地の保全及び利用に関する協定を締結し、市町村長の認定を受けることができる等の措置が講じられている。

3 農地の移動と転用

（1）耕作目的の農地移動の状況

① 総数の動向（農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法）

平成10年1年間の耕作目的の農地の権利移動（農地法第3条と農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等の合計）は、全体で32万9,216件（対前年比98.8%）、17万8,916ha（同101.0%）となった。

② 自作地有償所有権移転（農業経営基盤強化促進法によるものを含む。）

自作地有償所有権移転は、平成10年は北海道では増加を示しているが、都府県は減少を示しており、全国では8万4,832件（対前年比93.9%）、3万692ha（同106.1%）であった。

③ 農地法第3条による賃借権の設定等

ア 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成10年は7,411件（対前年比100.7%）、3,554ha（同108.0%）となっており、件数、面積ともに増加を示した。

イ 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、昭和51年の農業者年金制度の改正以降、経営移譲年金受給のための権利設

定に伴って推移してきており、平成10年は2万9,174件（対前年比91.7%）、4万1,960ha（同94.1%）となった。

④ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定

利用権の設定（農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定・使用貸借による権利の設定・農業経営の委託に伴う権利の設定）は、平成5年以降増加してきており、平成10年は17万1,597件（対前年比105.1%）、8万4,212ha（同106.0%）となった。

（2）賃貸借の解約、利用権の終了の状況

① 農地法第20条に基づく賃貸借の解約等（転用目的の解約等を含む。）

農地法第20条に基づく、農地法等による賃貸借の解約及び農業経営基盤強化促進法による利用権の中途解約は、平成10年は3万7,116件（対前年比101.8%）、1万4,627ha（同105.3%）となっており、件数、面積ともに増加を示した。

② 農業経営基盤強化促進法による利用権の終了

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成10年中に利用権が終了したものは10万4,230件（前年比104.7%）、3万6,703ha（104.0%）であった。

③ 利用権の再設定

利用権（賃借権のみ）が終了したもの（再設定の有無不明を除いたもの）のうち、平成10年中に利用権を再設定したものは件数で64.6%（面積60.4%）を占めており、再設定予定のもの（平成10年中には再設定しなかったが、平成11年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のものは、件数で12.1%（面積17.0%））を占めている。

（3）農地の転用の状況

① 全体の動向

農地及び採草放牧地の転用面積は、昭和47、48年をピークに昭和49、50年に大幅な減少に転じ、昭和51年以降はほぼ横ばいで推移してきたが、平成10年は農地法第4、5条許可・届出、農地法第4、5条該当以外とも前年を下回り、農地転用面積合計では2万4,206ha（対前年比92.2%）、採草放牧地では52haとなっている。

② 用途別の農地転用面積

農地転用面積の用途別構成をみると、「住宅用地」が27.7%、「その他の建物施設用地」が25.7%、「工・鉱業用地」が15.6%で、これら三者で全体の約7割を占める。

③ 転用主体別の農地転用面積

農地転用面積を転用主体別にみると、農地法第4、5条許可・届出では「その他の法人・団体」（43.4%）、「農家以外の個人」（29.3%）、「農家」（21.3%）とこれ